

川内原子力発電所第1号機及び第2号機並びに玄海原子力発電所第3号機及び第4号機
設計及び工事の計画の認可申請(火災防護審査基準の改正に伴う基本設計方針の変更)に係る確認事項

令和4年3月3日
実用炉審査部門 Aサブチーム

No.	対象資料	事実確認事項
1	申請書 工事計画	基本設計方針の構成について、改正された火災防護審査基準の要求事項をどのように基本設計方針に反映しているのか(基本設計方針のどの部分がどの要求事項に対応しているのか)、整理して説明すること。
2	申請書 工事計画	－(1)－11－の「(a) 火災感知器の選定及び誤作動の防止」に記載されている火災感知器の選定に係る設計方針と、添付書類3の「第4-2表 火災感知器の型式ごとの設置状況について」の関係について、整理して説明すること。例えば、基本設計方針では一般エリアの一部にのみ非アナログ式の炎感知器が選定されているが、第4-2図では、一般エリア以外の高天井エリアにも選定されているが、どちらが正しいのか。
3	申請書 工事計画	－(1)－13－に記載されている「十分な保安水準を確保した設計」の定義について、「設置方法等については特段考慮せず、異なる種類の火災感知器が1つずつ設置されていることだけで、十分な保安水準が確保されている」という理解でよいか。まず、どのように十分な保安水準を確保しようとしているのか、定義を具体的に説明すること。
4	申請書 工事計画	－(1)－13－に記載されている屋外エリアの定義について説明すること。例えば、屋外タンクエリアのように柱と壁で囲われているエリアについても、屋外エリアに該当するという理解でいいか(補足説明資料7-1の「第7-5図 屋外タンクエリアに対する火災感知器の設計」を参照)。
5	申請書 工事計画	－(1)－14－に記載されている使用済樹脂貯蔵タンク室について、火災防護審査基準の改正の趣旨(平成30年12月12日に開催された原子力規制委員会の資料8等を参照)を踏まえてどのように検討し、火災感知器を設置しない設計としたのか説明すること。
6	申請書 添付書類3	－3(1)－3－に記載されている自動火災報知設備工事基準書に基づく設計について、令和4年1月26日に開催された原子力規制委員会の議題3の議論を踏まえ、再度設計方針を検討し説明すること。
7	補足説明資料5-3	－5-3-1－(通しP51)の「1. 光ファイバケーブル熱感知器」の感知性能に係る説明において、規格省令第17条の8(炎感知器)が引用されているため、内容を確認の上、誤りであれば資料を修正すること。
8	補足説明資料6-1	－6-1-1－(通しP65)の煙感知器について確認すべき項目のうち、ミイについては熱感知器の基準ではないか。内容を確認の上、誤りであれば資料を修正すること。
9	補足説明資料6-1 補足説明資料6-2	補足説明資料6-1で説明されている「図面で確認すべき項目」及び「施工時に確認すべき項目」について、それぞれ、補足説明資料6-2の「第6-2-1図 設計及び工事計画認可申請における設計、工事及び検査実施時のフロー」及び「第6-2-2図 品質マネジメントシステムにおける設計認可申請における設計、工事及び検査」のどこに該当するのか、また、当社(九州電力)と供給者のどちらが責任をもって確認するのか説明すること。
10	補足説明資料6-2	－別6-1-1－(通しP71)の「(1) 調達仕様書の作成」において、火災防護審査基準の改正内容はどの項目にどのように含まれているのか説明すること。例えば、「f.適用法令等に関する要求事項」には、新規基準の要求事項に加えて火災防護審査基準の改正内容も含まれるという理解でいいか。
11	補足説明資料7-1	まずNo1の確認事項を踏まえて基本設計方針の構成を整理した上で、基本設計方針の構成と補足説明資料の構成に差異があるため(基本設計方針の構成では「1.(2)a.(a)火災感知器の選定及び誤動作(故障含む)の防止」と「1.(2)a.(b)火災感知器の設置方法」としているが、本資料では火災感知器の選定と設置方法がまとめて記載されている点や誤動作防止について言及されていない点等)、補足説明資料の構成についても整理し、基本設計方針を踏まえた各エリアの具体的な設計について説明すること。
12	補足説明資料7-1	まずNo3の確認事項を踏まえて定義を具体的に説明した上で、各エリアにおいて、どのように十分な保安水準を確保する設計としているのか具体的に説明すること(例えば、定義に照らして、どのように火災の影響を限定し、どのように早期に感知しようとしているのか等)。
13	補足説明資料7-1	－7-1-7－(通しP85)の「第7-3図 取水ピットエリアに対する火災感知器の設計」において、青色破線・赤色一点鎖線・緑色小破線が何を意味するのか説明すること。
14	補足説明資料7-1	－7-1-21－(通しP99)の「(a) 火災感知に係る脱塩塔エリアの換気空調設計等について」においては「各エリア内に換気空調設備の吸込み口が設置され」と記載されているが、「第7-13 図 脱塩塔エリアの換気空調設備の概略図」においては脱塩塔バルブエリアに換気空調設備の吸込み口は設置されていない。どちらの状況が正しいのか説明すること。併せて、脱塩塔エリアにおける風速や、換気空調設備の吸込み口、開口部、壁面、給気口等の位置関係について、具体的に説明すること。